

検査の背景

- ✓ 国際機関等は、国際社会が直面する諸課題に対応するために、各専門分野において多様な取組を実施。近年は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止、ウクライナ情勢の緊迫化を受けた人道支援等への取組を実施
- ✓ 我が国は、国際社会の平和、安定等の貢献による国益の確保等を目的として、国際機関等に対し、その活動に必要な経費に充てるために拠出金等の拠出等を行っており、任意拠出金（注1）を中心に、毎年度、多額の拠出等を実施
- ✓ 外務省は各府省庁等から拠出金等の実績報告の提出を受けて拠出金等報告書を取りまとめて公表
（注1） 有益と認めて支援すべきと判断した特定の事業等に対して、任意の額を自発的に拠出するもの

検査の状況

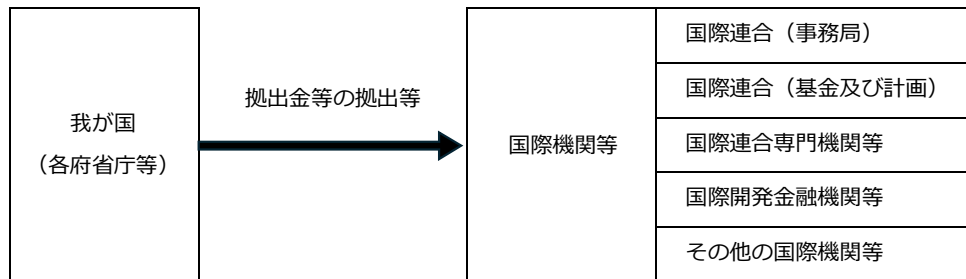
1. 国際機関等に対する**拠出額の合計額**（平成30～令和5年度）は、722件に係る**5兆0237億円**
- 2-1. 任意拠出金426件（平成30～令和3年度拠出）のうち、44件は会計報告を**定期的に受領せず**、58件は繰越額を**定期的に把握せず**、43件は余剰資金の**有無等を確認せず**。これらのうち追加拠出分計123件の所管15府省庁等は、余剰資金が生じているか未把握で、追加拠出に当たり、拠出額が必要な資金の規模を超えていないことなどについての確認が十分でなかったおそれ
- 2-2. 平成30～令和4年度に事業等の終了予定時期が到来した任意拠出金171件のうち、3府省庁等の3件で、残余金の**発生状況を把握せず**。残りの168件のうち残余金が発生していた79件の中には、要返納額が返納されるまでの期間が3年超のものが5件、返納の手続中で事業等の終了時期からの期間が3年超のものが8件あり
3. 9府省庁等の拠出金58件（平成30～令和3年度拠出）について、拠出金に関する情報が**拠出金等報告書等に含まれず**。また、イヤーマーク拠出金（注2）の中には、拠出前に合意していた使途から**使途が変更されたこと**や残余金を**別の使途に振り替えていたことが公表されていないものあり** など （注2） 任意拠出金のうち拠出国等が使途を特定している拠出金

所見

- ✓ 各府省庁等は、国際機関等から会計報告を定期的に受領するとともに、会計報告等により繰越額を定期的に把握した上で、余剰資金の有無等を国際機関等に問い合わせるなどして、拠出した資金の状況等を**適時適切に把握**すること。特に、国際機関等において追加の資金需要が生じた場合等には、余剰資金の有無等の確認を確実にし、国際機関等における資金需要の変化を捉えて、国際機関等に余剰資金が滞留しないよう**適時適切に働きかけ**を行うことができるようにすること（検査の状況2-1）
- ✓ 各府省庁等は、事業等の終了後、**適時適切に**残余金の発生状況を**把握**して、残余金が生じている場合には、国際機関等との間で協議を行い、要返納額の返納等の残余金の処理が速やかに行われるよう努めること（検査の状況2-2）
- ✓ 各府省庁等は、拠出金等に係る**情報開示が確実に**行われるようにすること。また、拠出後に使途を変更した任意拠出金等に関する情報について公表する方法を検討すること（検査の状況3） など

検査の背景 国際機関等に対する拠出等の概要（報告書P1～4）

- 国際機関等は、紛争、貧困、気候変動、感染症等の国際社会が直面する諸課題に対応するために、各専門分野において多様な取組を実施
- 我が国は、国際社会の平和、安定等の貢献による国益の確保等を目的として、国際機関等に対し、その活動に必要な経費に充てるために拠出金等の拠出等を行っており、任意拠出金（下表参照）を中心に、毎年度、多額の拠出等を実施。
- 近年、新型コロナウイルスの感染拡大の防止、ウクライナ情勢の緊迫化を受けた人道支援等にも多額の拠出等を実施



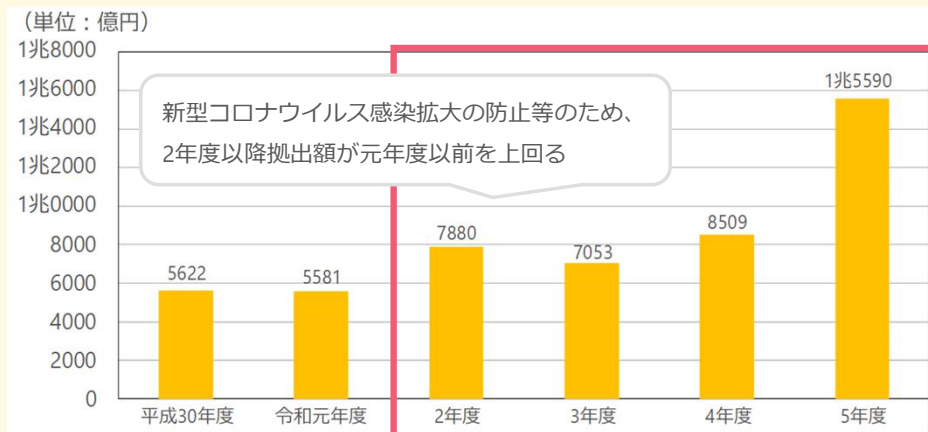
拠出金等の種類

義務的拠出金	設立条約等に定められた額等を分担金等として義務的に拠出するもの
任意拠出金	有益と認めて支援すべきと判断した特定の事業等に対して、任意の額を自発的に拠出するもの
出資金	融資等を行う国際開発金融機関等に資本金として出資するもの

検査の状況 1 国際機関等に対する拠出等に係る拠出額等の状況（報告書P7～18）

- 平成30～令和5年度の国際機関等に対する拠出額（注1）の合計額は722件の5兆0237億円。このうち、任意拠出金が3兆0292億円（全体の60.2%）

（注1）拠出等に係る決算額及び拠出国債・出資国債の発行額（5年度末時点において未償還のものを含む）



最も拠出額が多いのは、5年度に財務省が拠出した「国際復興開発銀行 ウクライナ復旧・復興基金拠出金」（任意拠出金）6850億円

- 国際復興開発銀行がウクライナの復興等のために実施する融資の信用補完を行うために拠出国債（注2）により拠出
- ウクライナが債務不履行に陥って同銀行から償還の請求があった場合に償還（6年度末時点において未償還）
- 財務省は、同銀行の融資は、国際的に優先弁済権が認められていて、他の債権より優先されることなどから、償還が行われることは考えにくいとしている

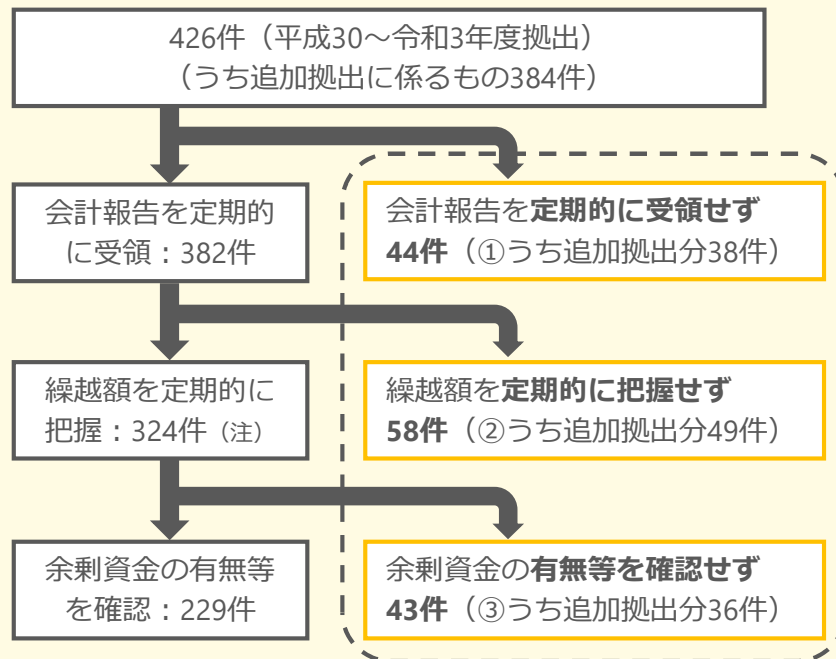
（注2）拠出する現金に代えて、その全部又は一部を払い込むために発行される交付国債

検査の状況 2-1 任意拠出金に係る資金の管理等の状況（報告書P19～30）

任意拠出金等に係る資金の管理等

- 各府省庁等は、拠出金等の拠出後、国際機関等から会計報告を定期的に受領することなどにより、繰越額を適時に把握することが可能
繰越額のうち事業等に使用する予定がない資金（余剰資金）の額を確認することなどにより、追加拠出を検討する際の判断材料とすることや、国際機関等に余剰資金が滞留しないように働きかけることなどが可能

拠出後における資金の把握等の状況



（注）うち52件は繰越額が生じていない

＜追加拠出に当たっての余剰資金の有無等の確認の状況＞

- 各府省庁等は、追加の資金需要が生じた場合等に追加拠出を実施していたが・・・

左記の追加拠出分計**123件**（①+②+③）の所管15府省庁等は、**余剰資金が生じているかを未把握**
追加拠出に当たり、拠出額が必要な資金の規模を超えていないことなどについての確認が十分でなかったおそれ

＜事例＞ 報告書P28
日ASEAN情報通信技術基金（総務省）
余剰資金の有無等を確認しないまま、毎年度同額の追加拠出を実施

その他の事態の事例は報告書P21、24、26、29を参照

＜事業等の進捗の遅れ等への対応状況＞

- 元年12月以降、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、国際機関等が行う各種の活動に大きな影響が発生
- 平成30～令和5年度に拠出した任意拠出金（拠出額50億円以上）への影響をみると、事業等に進捗の遅れ等が生じているものが10件あり

うち**2件**は、事業期間の延長、事業内容の一部変更等がされていたが、所管する外務省は繰越額を定期的に把握しておらず、**余剰資金が生じているかを未把握**
事業等の進捗の遅れ等に伴う資金需要の変化を捉えて、余剰資金が滞留しないよう**適時適切な働きかけが行えない状況**

所見 各府省庁等は、国際機関等から会計報告を定期的に受領するとともに、会計報告等により繰越額を定期的に把握した上で、余剰資金の有無等を国際機関等に問い合わせるなどして、拠出した資金の状況等を**適時適切に把握**すること

特に、国際機関等において追加の資金需要が生じた場合や、事業等に進捗の遅れ等が生じているような場合には、余剰資金の有無等の確認を確実に
行い、国際機関等における資金需要の変化を捉えて、国際機関等に余剰資金が滞留しないよう**適時適切に働きかけ**を行うことができるようにすること

検査の状況 2-2 任意拠出金に係る資金の管理等の状況等（報告書P30～36）

事業等の終了後における残余金の処理等の状況

- 事業等の終了後に残余金が発生している場合には、我が国と国際機関等との間でその取扱いの協議を行い、返納等の残余金の処理を実施
- 平成30～令和4年度に事業等の終了予定時期が到来した任意拠出金171件について、事業等の終了後、各府省庁等において残余金の発生状況を把握しているかみたところ…



168件は把握していたが、3府省庁等の**3件で残余金の発生状況を把握せず**

＜事例＞ 報告書P32

国際民間航空機関アジア太平洋地域航空安全情報分析・共有実証事業に対する拠出金（国土交通省）

事業終了予定時期が到来して以降、国際民間航空機関から事業最終年度の事業報告・会計報告が提出されていないのに、事業の進捗状況や会計報告の作成状況を問い合わせるなどしておらず、残余金の発生状況を把握せず

- 把握していた168件のうち、残余金が生じていた79件について5年度末時点の残余金の処理状況を確認したところ…



- ①返納済み：39件（返納額計23億円） うち要返納額が返納されるまでの期間が3年超：**5件**
- ②返納の途中で：22件 うち事業等の終了時期からの期間が3年超：**8件**

所見

各府省庁等は、事業等の終了後、**適時適切**に残余金の発生状況を**把握**して、残余金が生じている場合には、国際機関等との間で協議を行い、要返納額の返納等の残余金の処理が速やかに行われるよう努めること

長期未完了任意拠出金に係る事業等及び資金の把握状況

- 任意拠出金には、近年は拠出がないものの、事業等の性質、国際情勢の変化に伴う事業計画の変更等により、事業等が休止中のものなどがある可能性
- 平成29年度以前に拠出が行われていて事業等が未完了の任意拠出金28件における事業等の実施状況をみたところ…



- ①事業等が実施中：24件
- ②**事業等が休止中：1件**
- ③事業等の終了後の途中で：3件

＜事例＞ 報告書P35

国際貿易開発会議・特恵技術援助計画拠出金（財務省）

事業が休止中（5年度末までの休止期間：9年）

事業報告・会計報告が提出されていないのに、提出を促すなどしておらず、事業等の実施状況及び資金の状況を把握せず。会計検査院の検査を受け確認したところ、余剰資金（866万円）の滞留が判明



所見

各府省庁等は、事業等が長期にわたり休止して、国際機関等に余剰資金が滞留することのないよう、必要に応じて国際機関等に問い合わせるなどして、事業等の実施状況、資金の状況等を**適時適切**に**把握**すること

検査の状況 3 拠出金等に係る情報開示の状況（報告書P37～43）

拠出金等に係る情報開示の概要

- 政府全体として多額の拠出等の現状や実績を国民に明らかにして説明責任を果たすなどのため、拠出金等報告書等を外務省ウェブサイトで公表
- 衆議院及び参議院は、特定の国際機関への加盟に伴う措置に関する法律の改正案の議決に際し、より一層情報公開の充実に努めるなどを決議
- 任意拠出金のうちイヤーマーク拠出金（注）は、拠出した年度の拠出金等報告書に拠出金の使途等が記載される。ただし、拠出後に使途が変更された場合でも、使途が変更された年度に拠出がない場合は記載することとなっていない

（注）任意拠出金のうち拠出国等が使途を特定している拠出金

拠出金等報告書等による情報開示の状況

18府省庁等が平成30～令和3年度に拠出した拠出金等（義務的拠出金214件、任意拠出金424件及び出資金6件）に関する情報が拠出金等報告書等に含まれていたか確認したところ…

9府省庁等の拠出金**58件**（拠出額計1636億円）が実績報告に未記載、これらの拠出金に関する情報が**拠出金等報告書等に含まれず**

＜未記載の理由＞
担当部局への作成依頼漏れ、
作成対象の誤認等



イヤーマーク拠出金の使途に関する情報開示の状況

イヤーマーク拠出金は拠出国等が使途を特定しているものであるため、拠出後の使途に関する情報開示の状況についてみたところ…

- ① 拠出後に使途が変更された拠出金（1件）
 - ② 残余金を別の使途に振り替えた拠出金（2件）
- 使途の変更の事実を
未公表

＜①の事例＞ 報告書P41

COVAXファシリティ拠出金（厚生労働省）

拠出金の使途を新型コロナウイルス感染症の自国用ワクチン
購入事業から途上国用ワクチン購入支援事業に変更

⇒使途を変更したことについては、拠出金等報告書や
それ以外の方法でも公表されず

所見 各府省庁等は、拠出金等に係る**情報開示が確実に**行われるようにすること。また、拠出後に使途を変更した任意拠出金等に関する情報について公表する方法を検討すること